

令和8年度 大学スポーツ総合支援事業 ご質問と回答

- ① 学生主体の運営向上事業
- ② 大学生指導員の養成・確保に関する実証事業
- ③ 大学スポーツによる地域振興等の推進事業

1.事業内容関連					
No.	ご質問	回答	①	②	③
1-1	UNIVASに加盟していない大学は応募できますか。	応募できます。	●	●	●
1-2	公募要領「3.事業の内容」③大学スポーツによる地域振興等の推進事業の(キ)に記載の「全学的な取り組み」とは、学内の複数の組織が連携している以外に、どのようなことが考えられますか。	大学の規模によっても異なるため一概には例示できませんが、理事長や学長の指示のもとで実施されている等が考えられます。			●
1-3	企画提案時には、自治体及び地域の組織・団体と連携している必要はありますか。	地域課題を解決する事業とする場合は、企画提案時においても自治体等と連携し、自治体等と地域の課題について共通認識を持った上で応募するようにしてください。			●
1-4	eスポーツを題材にした企画を提案することは可能ですか。また、その際に注意すべき点はありますか。	可能です。ただし、eスポーツに関する提案が含まれる場合は、CERO(コンピュータエンターテインメントレーティング機構)が定めるレーティング等を踏まえた内容にする必要があります。応募受付から技術審査委員会による審査の期間中において、事務局から内容の確認や個別協議をさせていただく場合がございますので、あらかじめご留意ください。	●	●	●
1-5	運動部単体が実施する事業も応募できますか。	運動部単体が実施するものであっても、運動部統括部局や学生部等の何らかの部署との連携し、大学主催として応募してください。	●	●	●
1-6	事業を企業に委託することは可能でしょうか。	事業の全部を第三者に委託することはできません。ただし、委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を委託することができます。事業の一部を委託する場合、企画提案書にその旨を明記してください。なお、スポーツ庁の事前承認が必要となります。	●	●	●
1-7	大学と学外団体が共催するイベントは応募可能でしょうか。	大学が主催者ではない事業(学外団体との共催等)は対象外です。ただし、「①学生主体の運営向上事業」において、競技団体が主催するホームゲームを盛り上げる企画等を大学が主体者となって実施するものは応募可能です。	●	●	●
1-8	パンフレット等に協賛企業名を入れることは可能でしょうか。	当該企業と連携・協力して事業を実施しているのであれば可能ですが、収益が発生するようでしたら、本事業に要する経費に充当するようにしてください。	●	●	●
1-9	採択後、UNIVASとの契約締結前に事業を行うことは可能でしょうか。	公募要領に記載のとおり契約書締結後でなければ事業に着手できないため、実施できません。	●	●	●

2.委託対象経費関連					
No.	ご質問	回答	①	②	③
2-1	外部の団体や企業が主催するスポーツ教室において、大学が施設を提供し、学生や教員・指導者が当日運営の手伝いをする場合、その人件費は対象になりますか。	大学の主催事業でないものは本事業の要件を満たしません。			●
2-2	大学内施設を使用して実施する場合、外部への貸し出し単価を基に借損料を計上してよろしいでしょうか。	学内の施設を大学として使用する場合には、本事業を受託した大学から外部へ支払いが発生する場合は、計上していただいて構いません。	●	●	●
2-3	経費の根拠として、複数の見積書が必要となりますでしょうか。	企画提案時は、一社分の見積もりを参考として経費予定額を算出していただいて構いません。ただし、審査基準に「提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。」とありますので、説明を求められた場合、その金額の妥当性について根拠をもって説明できるようご準備をお願いいたします。なお、審査時に根拠資料の提出を求められる場合がありますので、速やかに提出できるように準備してください。	●	●	●
2-4	地方であるため公共交通機関での移動が難しく、マイクロバスでの移動が不可欠ですが学校にマイクロバスがありません。マイクロバスの購入は可能ですか。	車両の購入費は本事業の経費として計上できません。レンタルや、リース等をご活用いただき借損料にて計上、もしくは、別の方法をご検討ください。	●	●	●
2-5	消耗品費として計上が認められる上限金額を教えてください。	減価償却の対象とならない5万円未満であれば計上可能です。消耗品で計上できない場合は、レンタルやリースをご活用いただき、借損料として計上してください。	●	●	●
2-6	事業完了報告書は何部提出が必要ですか。また、印刷製本費として計上してよいでしょうか。	データでの提出をお願いする予定です。	●	●	●
2-7	事業内容に沿ってスポーツ教室などを実施する際に参加費を取ることが問題ないでしょうか。	問題ありませんが、委託要項「6.委託経費」に記載があるとおり、本事業により得た収益は、本事業に要する経費に充当してください。	●	●	●

2-8	事業内容に沿ってスポーツ教室などを実施する際に、一部の運営を企業にお願いする場合は委託費として計上してよいでしょうか？	委託費として計上いただいて構いません。 なお、大学が主導で運営のみを企業等に依頼する場合は、雑役務費に計上いただいても構いません。 【例】スポーツ教室の運営全体を委託する場合・・・委託費 当日のスタッフ対応等のみ委託する場合・・・雑役務費	●	●	●
2-9	参加者の保険料は経費対象になりますか。	事業実施にあたって必要な経費であれば計上していただいて構いません。提案書において、計上する経費が当該事業に対してどのような目的・効果をもたらすのか等のご説明をいただくとお願いいたします。	●	●	●
2-10	リースで物品を準備する際、今後の継続的な活動を見越して将来的な買取を前提とした契約とするのは問題ありませんか。	構いません。 ただし本事業に計上できるのは、契約期間内に発生する費用のみとなります。	●	●	●
2-11	スポーツ教室における指導および補助を行う学生に対して、予算から人件費または諸謝金として謝礼を支払うことは可能でしょうか。	事業実施にあたって必要な経費であれば計上していただいて構いません。各大学の会計基準や規程に則って適切な科目に計上してください。 提案書において、計上する経費が当該事業に対してどのような目的・効果をもたらすのか等のご説明をしていただくとお願いいたします。 企画提案書(別紙1)に「経費計上の留意事項等」も記載しておりますので、併せてご確認ください。	●	●	●
2-12	この事業を実施する常勤教員の給与を計上してよいでしょうか。	大学が直接給与を支払う場合は人件費での計上が可能です。 対象とする教員の方が当該事業においてどのような業務を行うのか等を企画提案書にてご説明をしていただくとお願いいたします。	●	●	●
2-13	受託人件費単価を規定しておらず、他官公庁、官庁以外の受託実績が無い場合、どのように算定すればよいでしょうか。	企画提案書(別紙1)③に該当するため、貴学での人件費単価表などから妥当な経費を算出・計上してください。 ※算出の根拠となる理由等のご準備をお願いします。	●	●	●
2-14	消耗品に関して耐久年数や金額についての定義はございますでしょうか。	ありません。 消耗品は減価償却の対象とならない10万円未満のものが対象です。	●	●	●
2-15	一般管理費の計上について、 ・直近の決算により算定した一般管理費率:10% ・大学の受託規定に定める一般管理費率:30% の場合は一般管理費率が10%になると思いますが、それよりもさらに低い率を設定してもよいでしょうか。	新たに率を設定する場合は、その根拠となる理由、計算式をお示ください。 なお、契約後は一般管理費率は契約時を上回ることができませんので、ご注意ください。	●	●	●
2-16	採択後、契約締結までの金額の変更はどのくらいの範囲で認められますか。	原則、貴学の事情で変更が発生しないよう企画提案書を作成してください。 なお、審査にて妥当な経費が計上されていることも評価の対象になりますので、そちらも考慮して企画提案書を作成してください。	●	●	●

3.提出書類関連

No.	ご質問	回答	①	②	③
3-1	企画提案書「事業実施体制」について大学からの委託先についても想定で記載して問題ないでしょうか。	企画提案書「事業実施体制」について、委託先は「外部団体等との連携・協力体制」に記載してください。 また委託先を含めた全体の体制図は事業概要資料(指定様式:パワーポイント形式)に記載してください。	●	●	●
3-2	企画提案書の提出について、ファイル共有システムにて提出してよいですか。	基本的には電子メールでの提出をお願いしておりますが、容量超過等によりファイル共有システム等を利用される場合は、事前に事務局へご相談ください。	●	●	●